

■議案第91号 四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例について

【要旨】

本議案は、今議会で報告した「報告第9号住宅新築資金等貸付金の債権保全に関する損害賠償の額を定める専決処分」に係る町長及び副町長の処分を行うものです。

【改正の内容】

町長及び副町長の平成30年1月分の給料について、町長の給料を10%、副町長の給料を7%減額します。

【新旧対照表】

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例(平成19年四万十町条例第11号)

改正後	改正前
<p>四万十町長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年四万十町条例第38号。以下「町長等給与条例」という。)第2条に規定する町長等の給料の月額は、<u>平成30年1月に支給するもの</u>に限り、町長等給与条例別表の給料月額(以下「基礎額」という。)から、町長にあつては基礎額に100分の10、副町長にあつては基礎額に100分の7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。</p>	<p><u>(町長等の給料の特例)</u> <u>第1条</u> 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年四万十町条例第38号。以下「町長等給与条例」という。)第2条に規定する町長等の給料の月額は、<u>平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間に係るもの</u>に限り、<u>同条の規定にかかわらず</u>、その者に対応する町長等給与条例別表の給料月額欄に掲げる月額(以下この項において「基礎額」という。)から、町長にあつては基礎額に100分の10、副町長にあつては基礎額に100分の7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。</p> <p><u>(教育長の給料の特例)</u> <u>第2条</u> 四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成18年四万十町条例第40号)第2条に規定する教育長の給料の月額は、<u>平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間に係るもの</u>に限り、<u>同条の規定にかかわらず</u>、<u>同条に定める額</u>(以下この項において「基礎額」という。)から、<u>基礎額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。</u></p>